

「医療従事者」の健康課題に関する分析報告書



令和 8 年 1 0 月 1 9 日
全国健康保険協会島根支部
令和 8 年度第 2 回評議会



◆本報告書の目的	．．．．	2
◆医療従事者の判定方法	．．．．	3
◆事業所規模構成割合	．．．．	4
◆被保険者数の状況	．．．．	5
◆年齢階級別被保険者構成割合の状況	．．．．	6
◆1人あたり医療費の状況	．．．．	7
◆医療機関への疾病別受診状況	．．．．	8
◆「乳がん」および「子宮がん」の医療機関への受診の状況	．．．．	9
◆「筋骨格系疾患」および「腎尿路系疾患」の中分類別医療機関への受診状況	．．．．	10
◆協会けんぽの健診実施状況	．．．．	11
◆特定保健指導実施率の状況	．．．．	12
◆健康宣言の実施状況	．．．．	13
◆健康保険委員の登録状況	．．．．	14
◆生活習慣病リスク保有状況	．．．．	15
◆生活習慣要改善者の状況	．．．．	16
◆（参考）医療提供体制（医療機関・医療従事者）を取り巻く状況	．．．．	17～18
◆本分析から見えた医療従事者の課題と対策の方向性	．．．．	19
◆リスクの判定基準等について	．．．．	20
◆用語説明	．．．．	21



- 島根県では、人口減少や高齢化が進む中、医師の地域・診療科偏在や高齢化、薬剤師及び看護職員の不足など、医療従事者の確保・定着が課題となっている。特に、中山間地域や離島をはじめ、地域によって医療従事者の確保が困難な状況が生じており、持続可能な地域医療提供体制を構築する上で、人材の確保と定着は重要な課題となっている。
- また、島根県における新たな地域医療構想の策定においても医師、薬剤師、看護職員等の医療人材の確保は重要な論点の一つとなっている。
- こうした中、医療従事者が健康を維持しながら働き続けられる勤務環境の整備が求められており、医師の働き方改革や健康確保措置など、制度面からも勤務環境の改善が進められている。
- さらに、医療従事者には女性が多いことを踏まえ、妊娠・出産・月経、更年期等のライフステージに応じた女性特有の健康課題や、仕事との両立についても考慮する必要がある。

本報告書は、協会けんぽが保有するデータにより島根県の医療従事者を取り巻く健康課題について把握・可視化し、医療従事者の健康の保持増進、人材の確保・定着及び持続可能な医療提供体制の構築に向けた今後の取組を検討するための基礎資料とすることを目的としている。



協会けんぽが保有する事業所情報のうち「医療業・保健衛生」に区分される事業所に所属する被保険者を医療従事者として分析した。

本頁以降、「医療従事者」＝「医療業・保健衛生」として扱っている。

【医療業・保健衛生とは？】

- ◆ 「医療業・保健衛生」とは、総務省が定める「日本標準産業分類（令和5年（2023年）7月改定）」における大分類「医療、福祉」に含まれ、医師や歯科医師が患者に診察・治療する事業や、公衆衛生や健康維持に関するサービスを提供する事業のことをいう。具体的には以下のような多様な組織・法人が含まれる。

① 病院・一般診療所（医療法人、個人開業など）

（例）医療法人〇〇、△△△クリニック、□□薬局 など

② 歯科診療所

（例）〇〇歯科医院、医療法人◇◇会～デンタルクリニック など

③ 保健衛生・公衆衛生関連事業所、検査・検診機関

（例）株式会社〇〇医学検査センター、△△健診クリニック、■血液センターなど

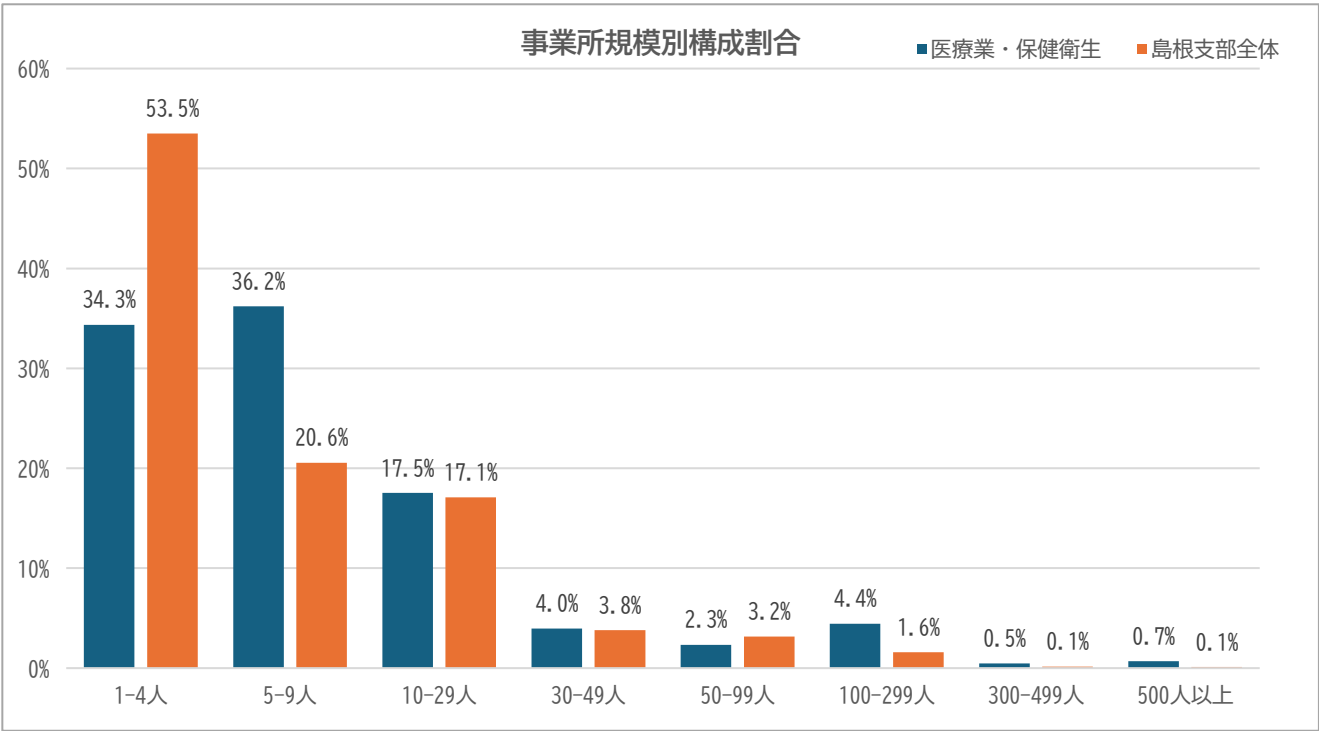
事業所規模構成割合（令和6年度末データ）



「医療業・保健衛生」の事業所構成割合の状況

「医療業・保健衛生」の**事業所数は428事業所**（島根支部の適用事業所数は10,753事業所）。（ともに被保険者0人の事業所を除く。）
「医療業・保健衛生」の事業所規模別の構成割合は、「5-9人」規模の事業所が最も多く、次いで「1-4人」規模、「10-29人」規模と続く。
島根支部全体の構成割合と比べて、「5-9人」規模と「100-299人」規模の事業所が顕著に多いことがわかる。

事業所規模	事業所数 (医療業・保健衛生)		島根支部全体	
		構成割合		構成割合
1-4人	147	34.3%	5,754	53.5%
5-9人	155	36.2%	2,210	20.6%
10-29人	75	17.5%	1,839	17.1%
30-49人	17	4.0%	409	3.8%
50-99人	10	2.3%	341	3.2%
100-299人	19	4.4%	172	1.6%
300-499人	2	0.5%	16	0.1%
500人以上	3	0.7%	12	0.1%
合計	428	100%	10,753	100%



※被保険者0人事業所を除く。なお、被保険者0人事業所数は、「医療業・保健衛生：231事業所」、「島根支部全体：2,261事業所」。

被保険者数の状況（令和6年度データ）

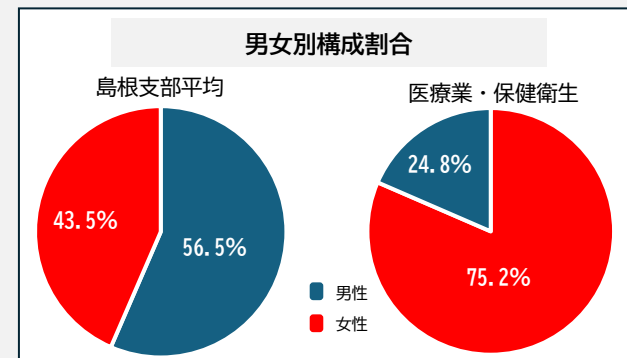


「医療業・保健衛生」の被保険者数の状況

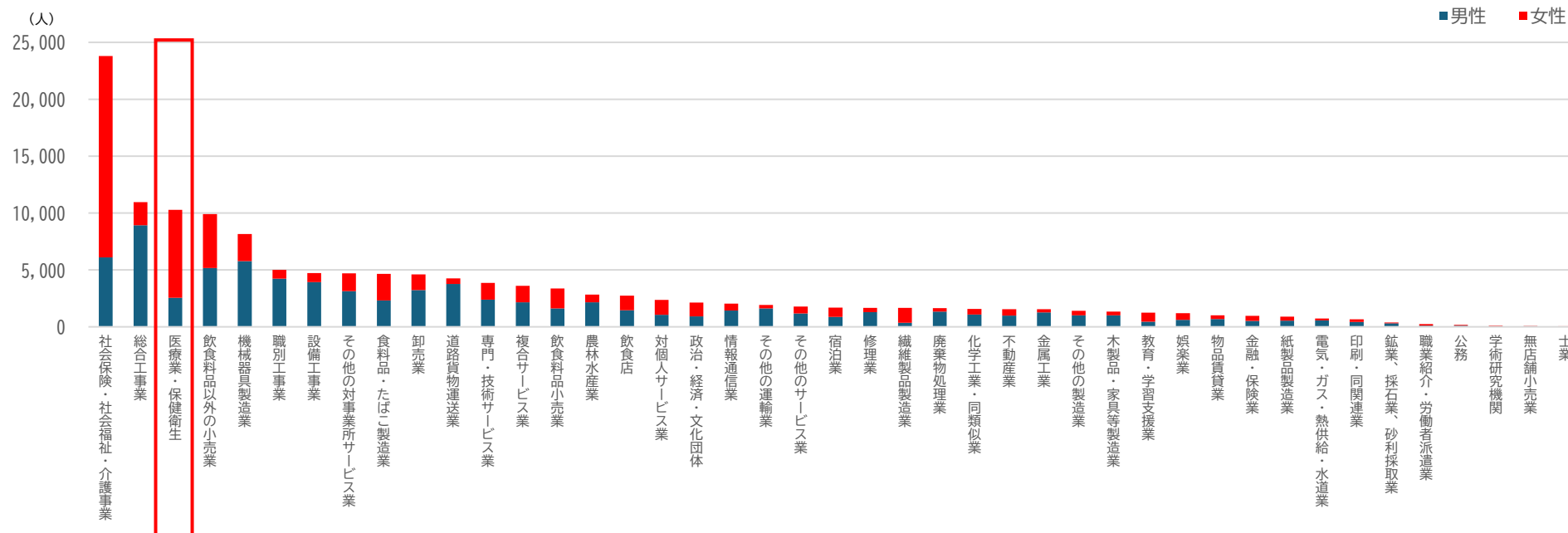
「医療業・保健衛生」の被保険者数は10,270人（男性：2,546人、女性：7,724人）であり、島根支部における業態別の被保険者数では、「社会保険・社会福祉・介護事業」、「総合工事業」に次いで**3番目に被保険者数が多い業態**である。

島根支部の（任意継続被保険者を除く）被保険者（139,480人）に占める「医療業・保健衛生」の被保険者の構成割合は「7.4%」であり、島根支部の被保険者の約1割が属する業態である。

また、被保険者の男女別構成割合では、**女性の比率が高く**、女性が多い職場であることがわかる。



被保険者数（男女別・全年齢）の状況



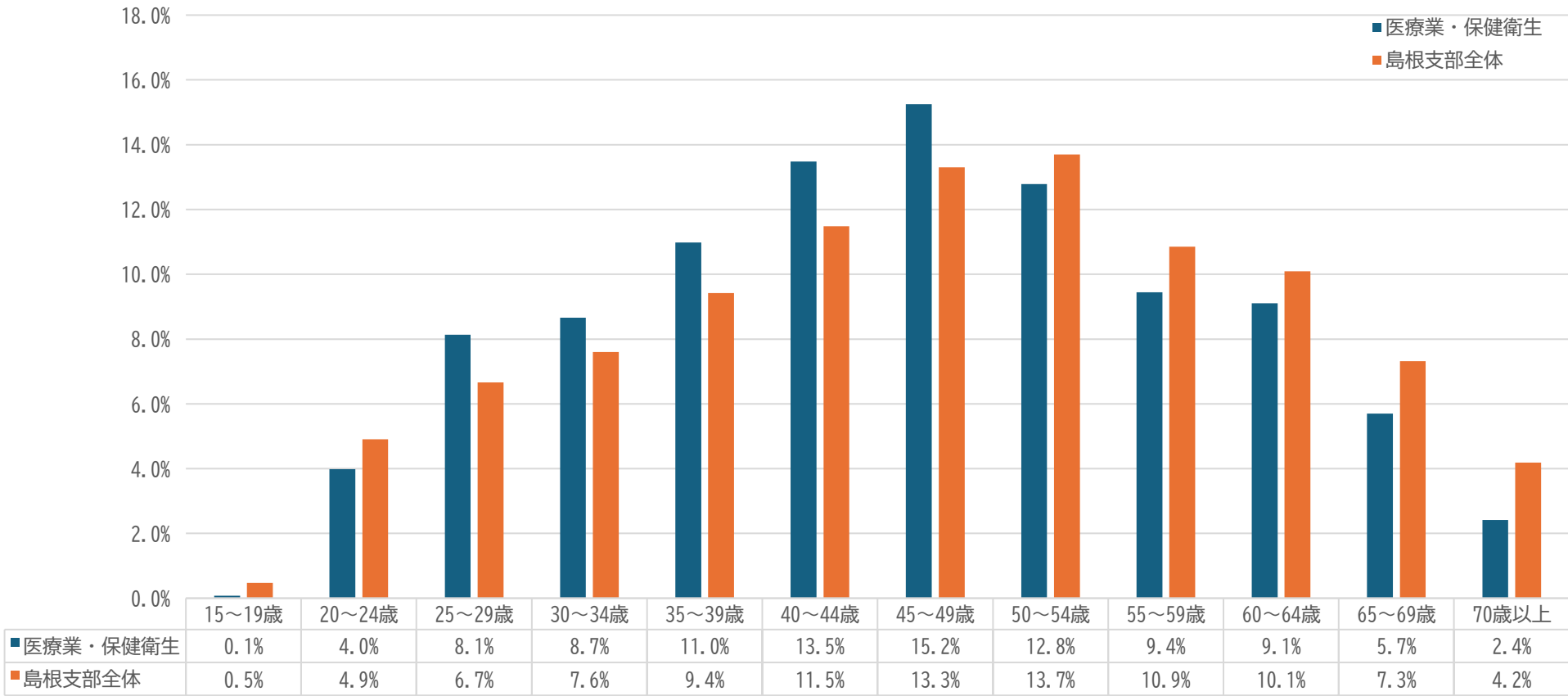
年齢階級別被保険者構成割合の状況（令和6年度データ）



「医療業・保健衛生」の年齢階級別被保険者構成割合の状況

「医療業・保健衛生」に所属する被保険者は**比較的若い年齢構成**となっており、「25歳～49歳」の被保険者が支部平均と比べて特に多い業態であることがわかる。

年齢階級別構成割合の状況



1人あたり医療費の状況（令和5年度データ）



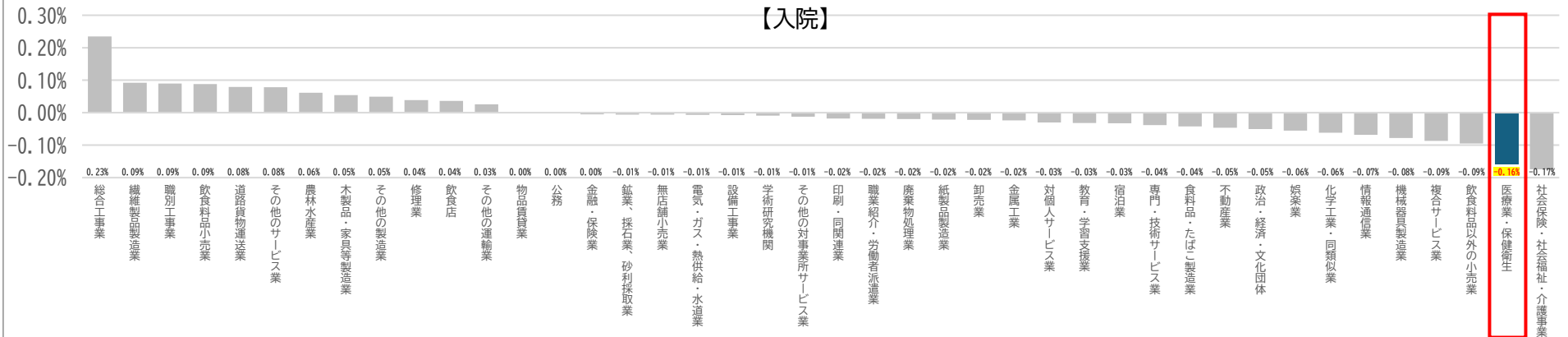
業態別年齢調整後1人あたり医療費の全国平均からの乖離率の寄与度（地域差）

「医療業・保健衛生」の1人あたり医療費の全国平均からの乖離率の寄与度（支部医療費に与える影響度）について、“入院”分は低い一方、“**外来**”分は業態別で最も高く、**島根支部の医療費に与える影響度が大きい**ことがわかる。

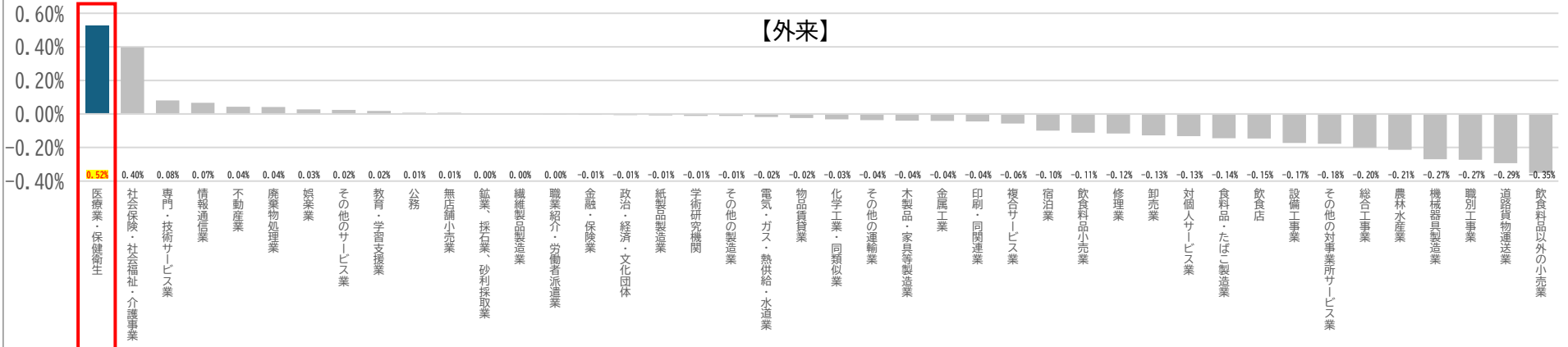
島根支部の1人あたり医療費（外来）は全国平均よりも高く（島根支部：135,117円＞全国平均：128,927円）、その要因を業態別にみると、「医療業・保健衛生」が最も影響を与えている（乖離率の寄与度が大きい）状況にある。

業態別年齢調整後1人あたり医療費の全国平均からの乖離率の寄与度（地域差）

【入院】



【外来】



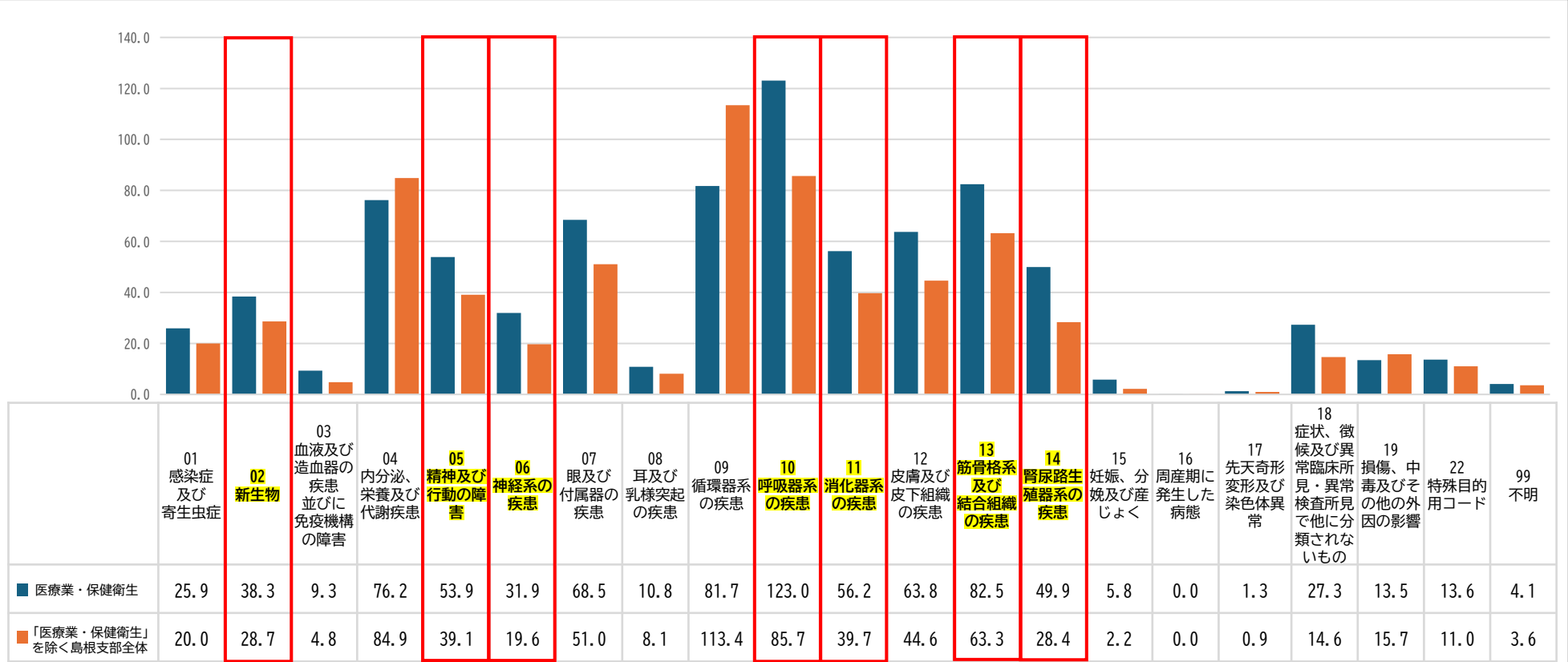
医療機関への疾病別受診状況（令和6年度データ）



医療機関への疾病別受診状況（外来）について

「医療業・保健衛生」と「『医療業・保健衛生』を除く島根支部全体」の医療機関への受診状況を疾病別（大分類）に見てみると、「**新生物**」、「**精神及び行動の障害**」、「**神経系の疾患**」、「**呼吸器系の疾患**」、「**消化器系の疾患**」、「**筋骨格系及び結合組織の疾患**」、「**腎尿路生殖器系の疾患**」等の受診率が高い。

疾病大分類別100人あたり外来レセプト件数（受診率）



「乳がん」および「子宮がん」の医療機関への受診の状況（令和6年度データ）

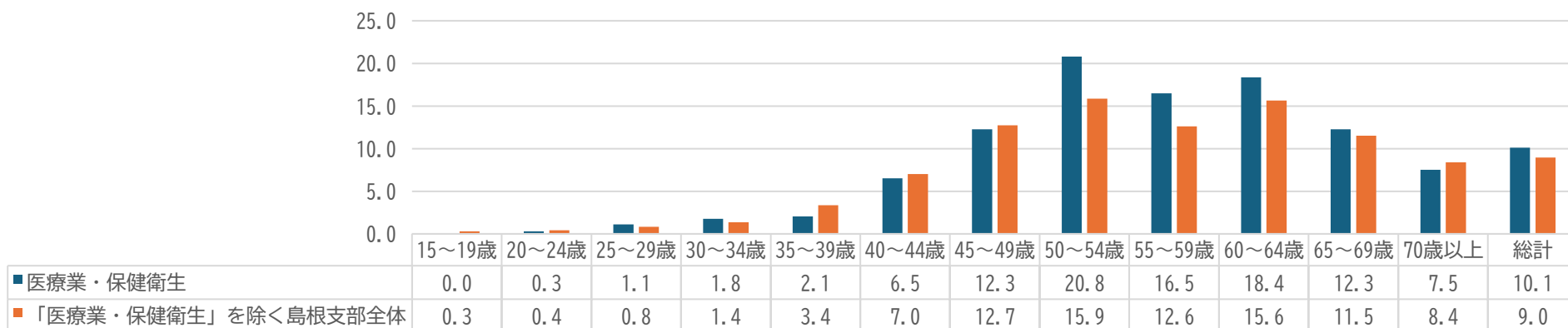


「乳がん」および「子宮がん」の医療機関への受診状況について

「医療業・保健衛生」は新生物における医療機関への受診率が高いが、その要因を5大がん（胃・肺・大腸・乳・子宮）別に確認したところ「乳がん」と「子宮がん」の受診率が高くなっており、ほぼ全ての年代においてその傾向が見られた。※胃・肺・大腸については未掲載

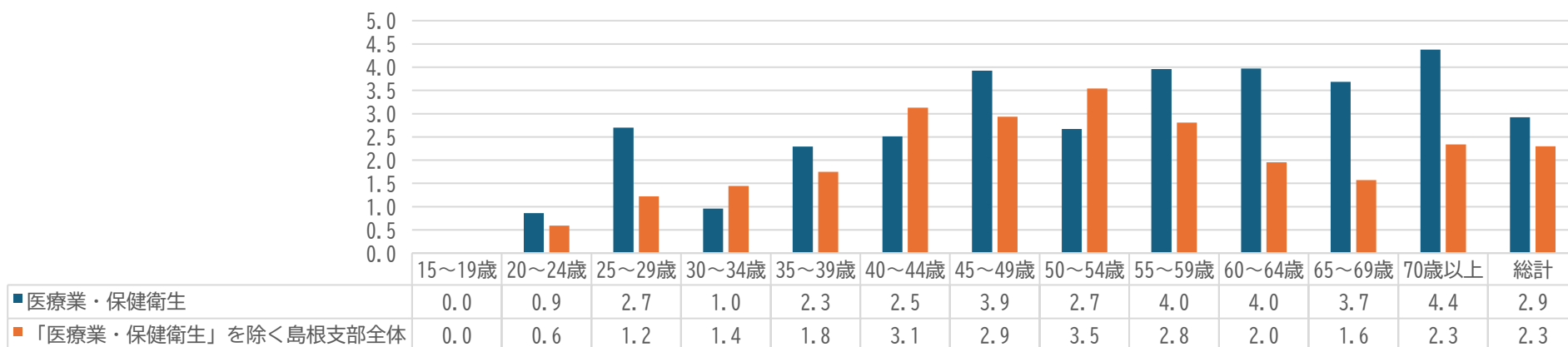
「乳がん」に係る年齢階級別100人あたり外来レセプト件数（受診率）

※女性のみを対象として集計

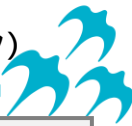


「子宮がん」に係る年齢階級別100人あたり外来レセプト件数（受診率）

※女性のみを対象として集計



「筋骨格系疾患」および「腎尿路系疾患」の中分類別医療機関への受診状況（令和6年度データ）

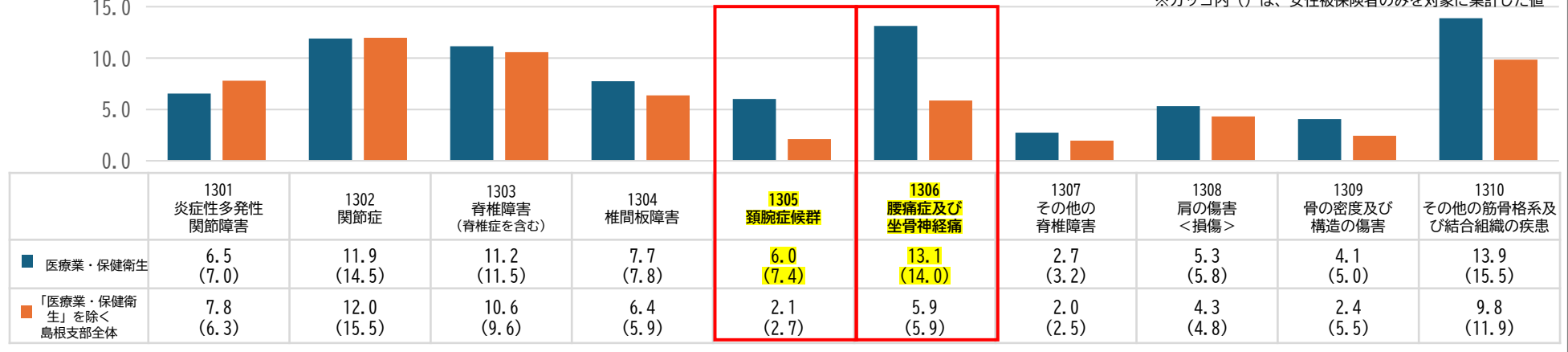


「筋骨格系疾患」および「腎尿路系疾患」の医療機関への受診状況について

医療機関への受診率が高い「筋骨格系疾患」と「腎尿路系疾患」を疾病中分類別に見ると「**頸腕症候群**」や「**腰痛症及び坐骨神経痛**」、「**月経障害及び閉経周辺期障害**」や「**乳房及びその他の女性生殖器の疾患**」による受診率が特に高い。

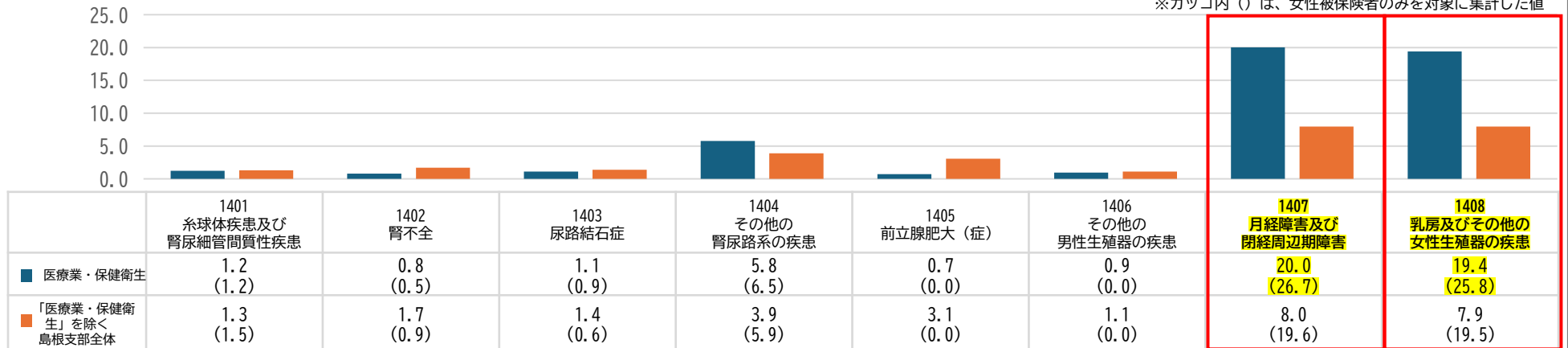
大分類「筋骨格系及び結合組織の疾患」の中分類別の100人あたり外来レセプト件数（受診率）

※カッコ内（ ）は、女性被保険者のみを対象に集計した値



大分類「腎尿路生殖器系の疾患」の中分類別の100人あたり外来レセプト件数（受診率）

※カッコ内（ ）は、女性被保険者のみを対象に集計した値



協会けんぽの健診実施状況 (令和6年度データ)



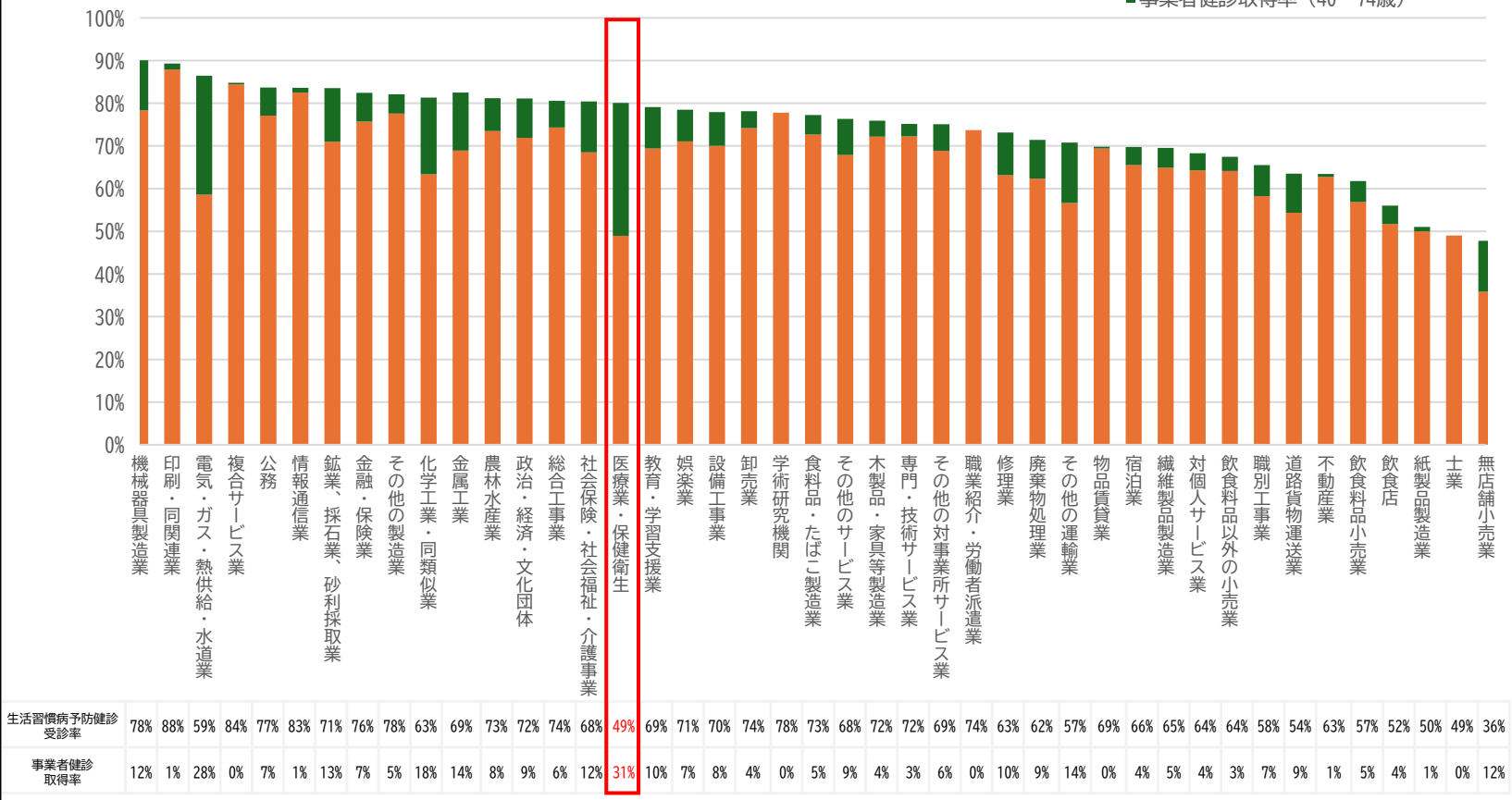
協会けんぽの健診実施状況

「医療業・保健衛生」の健診受診率：79.2%（生活習慣病予防健診受診率：48.9%+事業者健診取得率：31.1%）は、島根支部平均：76.2%（生活習慣病予防健診受診率：67.2%+事業者健診取得率：9.2%）を上回っているが、生活習慣病予防健診の受診率は業態別で最も低い。対して、事業者健診取得率は、業態別で最も高い取得率となっている。

なお、「医療業・保健衛生」の健診対象者数は、島根支部内で3番目に多い（6,967人）。

健診受診率の状況

■生活習慣病予防健診受診率（40～74歳）
■事業者健診取得率（40～74歳）



健診対象者数 上位10業態

被保険者健診対象者数 (40～74歳)	
社会保険・社会福祉・介護事業	16,436
総合工事業	8,118
医療業・保健衛生	6,967
飲食料品以外の小売業	6,925
機械器具製造業	5,218
その他の対事業所サービス業	3,708
道路貨物運送業	3,581
卸売業	3,519
職別工事業	3,377
設備工事業	3,229

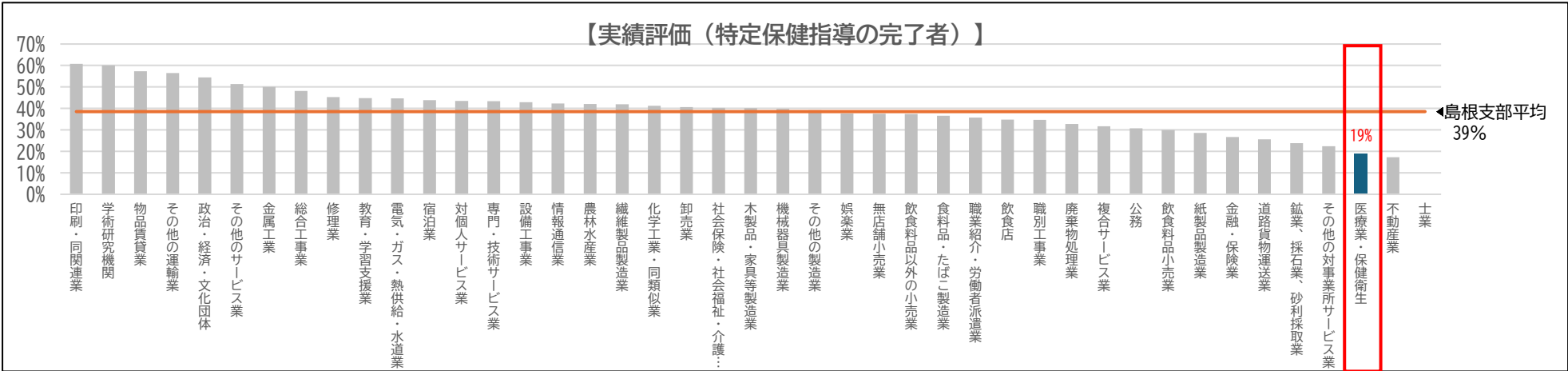
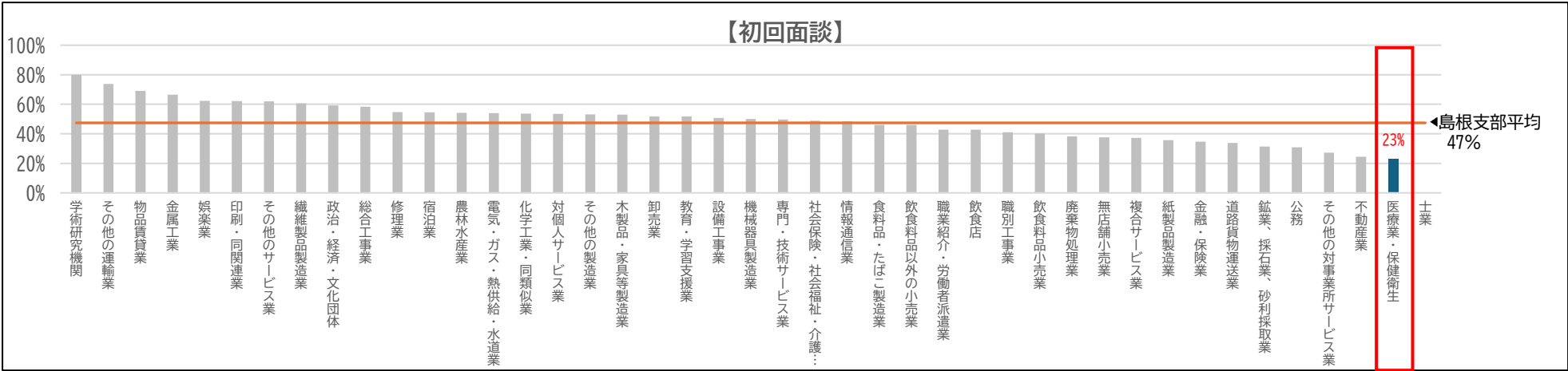
特定保健指導実施率の状況 (令和6年度データ)



特定保健指導実施率の状況

「医療業・保健衛生」の特定保健指導実施率は、「初回面談：実施率23%」、「実績評価：実施率19%」と支部平均を大きく下回り、島根支部における**業態別の特定保健指導実施率では最も低い水準**となっている。

特定保健指導の実施状況



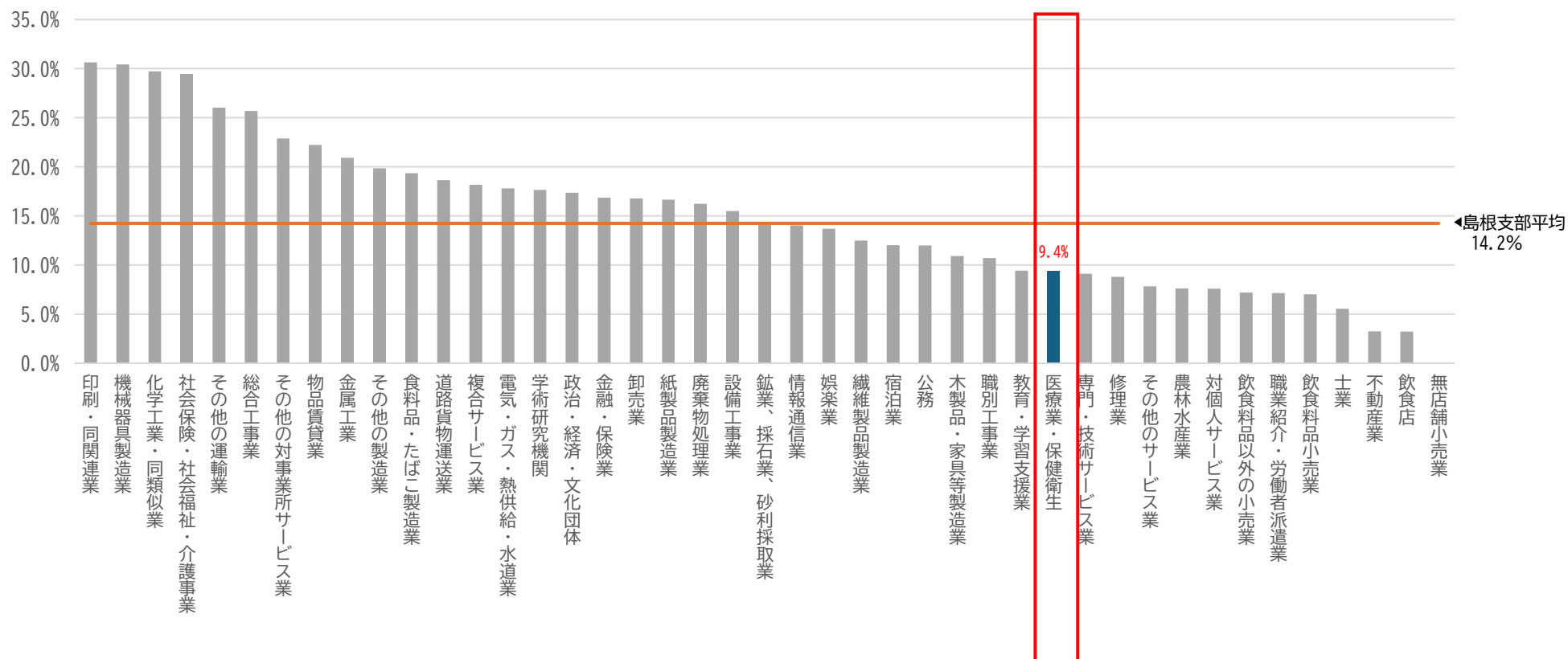
健康宣言の実施状況 (令和8年5月1日時点)



健康宣言の実施状況

「医療業・保健衛生」の健康宣言実施率（9.4%）は支部平均を下回っており、ヘルス・マネジメント認定制度による健康経営のサポートが行き届いていない業態となっている。

健康宣言実施率



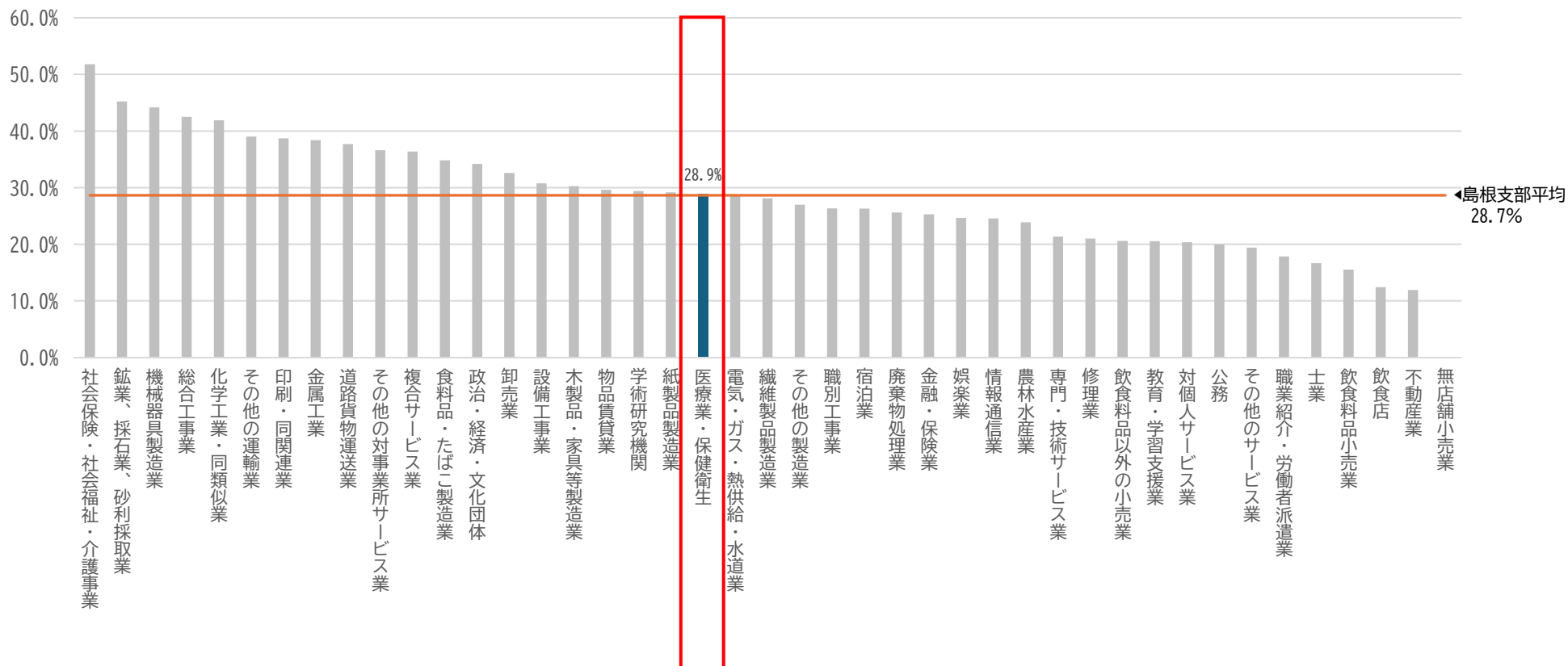
健康保険委員の登録状況 (令和8年5月1日時点)



健康保険委員の登録（委嘱）状況

「医療業・保健衛生」の健康保険委員の委嘱率（28.9％）は支部平均：28.7％と同程度となっている。

健康保険委員委嘱率



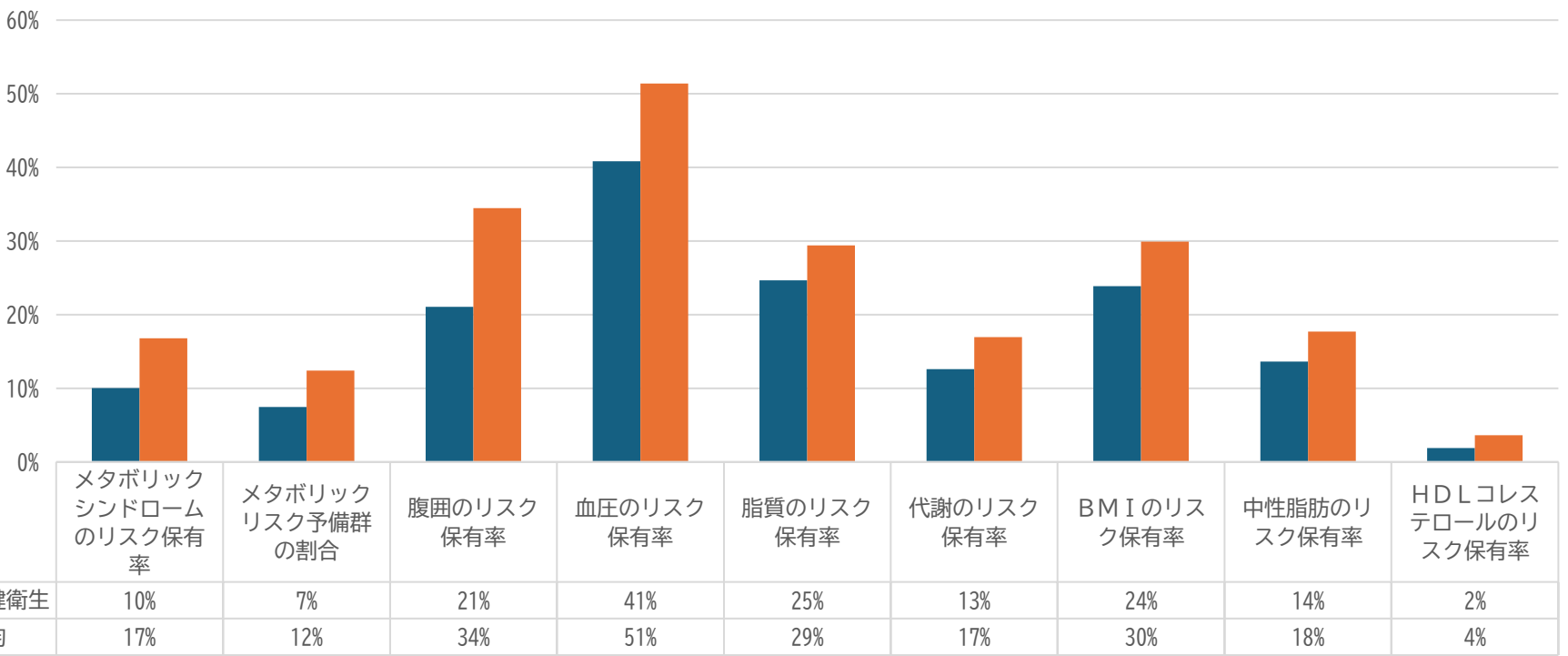


生活習慣病リスクの保有状況

「医療業・保健衛生」は、「医療業・保健衛生」は、年齢が比較的若い構成となっていることから業態全体としての生活習慣病リスクはすべての指標において島根支部平均よりもリスクが低い状況にある。

生活習慣病リスク保有割合

■ 医療業・保健衛生 ■ 島根支部平均



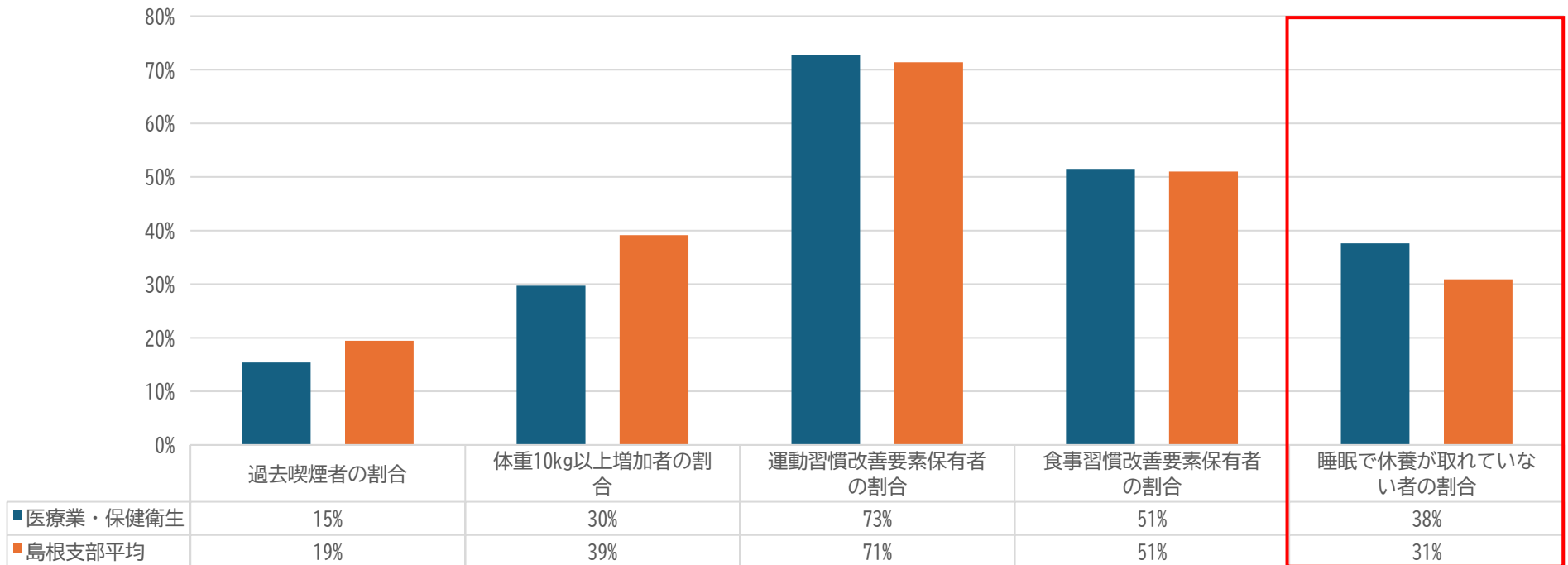
生活習慣要改善者の状況（令和6年度データ）



生活習慣要改善者の状況

「医療業・保健衛生」は、「睡眠で休養が取れていない者」の割合が島根支部平均よりも高い状況にある。夜勤や交代勤務など不規則な働き方が影響している可能性がある。

生活習慣要改善者の状況



健康保険法等の一部を改正する法律（令和8年法律第31号）の概要_令和8年6月5日公布（厚生労働省ホームページより）

医療機関の業務効率化・勤務環境改善への支援

趣旨・概要

- 2040年に向けて、医療従事者を安定的に確保し、質が高く効率的な医療提供体制を構築するために、医療機関の業務効率化・勤務環境改善の取組の支援について、以下の制度的対応を行う。
 - ① 今後継続的に支援することができるよう、地域医療介護総合確保基金に、業務効率化・勤務環境改善の取組を支援する新たな事業を設ける。
（参考）業務のDX化に取り組む多くの医療機関を支援するため、令和7年度補正予算において、200億円を計上。
 - ② 業務効率化・勤務環境改善に積極的・計画的に取り組む病院を厚生労働大臣が認定できる仕組みを設け、認定を受けた病院は特定の表示を行うことができることとする。
 - ③ 都道府県の医療勤務環境改善支援センターの体制拡充・機能強化を図り、医療機関の労務管理等の支援に加え、業務効率化に係る助言・指導等も行うよう努める旨を明確化する。
 - ④ 医療法上、病院又は診療所の管理者は、勤務環境の改善に加え、業務効率化にも取り組むよう努める旨を明確化する。併せて、健保法上の保険医療機関の責務として、業務効率化・勤務環境改善に取り組むよう努める旨を明確化する。

地域医療介護総合確保基金 対象事業

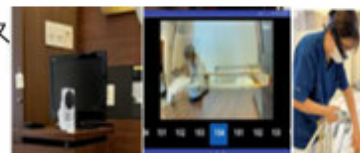
R8年度当初予算案 647億円
※国負担：医療分 647億円
公費：医療分 960億円

- I-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- I-2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業
- II 居宅等における医療の提供に関する事業
- III 介護施設等の設備に関する事業（地域密着型サービス等）
- IV 医療従事者の確保に関する事業
- V 介護従事者の確保に関する事業
- VI 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業【本改正法による改正に伴い見直しを予定】

新区分 業務効率化・勤務環境改善に関する事業【本改正法による改正】

【業務のDX化に関する取組例】

- (1) スマートフォンによる情報共有の効率化
チャット機能、ビデオ通話、ファイルの共有などにより、1対1だけでなく、グループでの一斉の情報共有が可能
- (2) 見守りカメラ・スマートグラスによる見守り業務の効率化
患者の同意のもと、病室にカメラを設置し、看護師が装着しているスマートグラスから病室の状況を確認。
- (3) 音声入力・バイタルの自動入力・生成AIによる文書自動作成支援



(参考) 医療提供体制（医療機関・医療従事者）を取り巻く状況



「新たな地域医療構想等に関する検討会」のとりまとめ（概要）_（厚生労働省ホームページより）

新たな地域医療構想に関するとりまとめの概要

※令和6年12月18日新たな地域医療構想等に関する検討会とりまとめより作成

医療提供体制の現状と目指すべき方向性

85歳以上の増加や人口減少がさらに進む2040年とその先を見据え、全ての地域・世代の患者が、適切に医療・介護を受けながら生活し、必要に応じて入院し、日常生活に戻ることができ、同時に、医療従事者も持続可能な働き方を確保できる医療提供体制を構築

- ・「治す医療」と「治し支える医療」を担う医療機関の役割分担を明確化し、地域完結型の医療・介護提供体制を構築
- ・外来・在宅、介護連携等も新たな地域医療構想の対象とする

新たな地域医療構想

（1）基本的な考え方

- ・2040年に向け、外来・在宅、介護との連携、人材確保等も含めたあるべき医療提供体制の実現に資するよう策定・推進
(将来のビジョン等、病床だけでなく医療機関機能に着目した機能分化・連携等)
- ・新たな構想は27年度から順次開始
(25年度に国でガイドライン作成、26年度に都道府県で体制全体の方向性や必要病床数の推計等、28年度までに医療機関機能に着目した協議等)
- ・新たな構想を医療計画の上位概念に位置付け、医療計画は新たな構想に即して具体的な取組を進める

（2）病床機能・医療機関機能

① 病床機能

- ・これまでの「回復期機能」について、その内容に「高齢者等の急性期患者への医療提供機能」を追加し、「包括期機能」として位置づけ

② 医療機関機能報告（医療機関から都道府県への報告）

- ・構想区域ごと（高齢者救急・地域急性期機能、在宅医療等連携機能、急性期拠点機能、専門等機能）、広域な観点（医療及び広域診療機能）で確保すべき機能や今後の方向性等を報告

③ 構想区域・協議の場

- ・必要に応じて広域な観点での区域や在宅医療等のより狭い区域で協議（議題に応じ関係者が参画し効率的・実効的に協議）

（3）地域医療介護総合確保基金

- ・医療機関機能に着目した取組の支援を追加

（4）都道府県知事の権限

- ① 医療機関機能の確保（実態に合わない報告見直しの求め）
- ② 基準病床数と必要病床数の整合性の確保等
 - ・必要病床数を超えた増床等の場合は調整会議で認められた場合に許可
 - ・既存病床数が基準病床数を上回る場合等には、地域の実情に応じて、必要な医療機関に調整会議の出席を求める

（5）国・都道府県・市町村の役割

- ① 国（厚労大臣）の責務・支援を明確化（目指す方向性・データ等提供）
- ② 都道府県の取組の見える化、調整会議で調った事項の実施に努める
- ③ 市町村の調整会議への参画、地域医療介護総合確保基金の活用

（6）新たな地域医療構想における精神医療の位置付け

- ・精神医療を新たな地域医療構想に位置付けることとする

本分析から見た医療従事者の課題と対策の方向性



ヘルマネ＝ヘルス・マネジメント認定制度

① 女性特有の健康課題

- ・乳がん、子宮がん
- ・月経、閉経
- ・女性生殖器疾患 など

女性医療従事者が多いことから、ライフステージに応じた健康課題が顕在化している。

対 策

- ・女性の健康に関する情報提供
- ・生活習慣病予防健診の受診勧奨
- ・健康経営（ヘルマネ）の推進による事業主の理解促進 など

② 業態特有の健康課題

- ・外来医療費が高い
- ・メンタルヘルス疾患
- ・睡眠
- ・腰痛症、頸腕症 など

医療従事者は業務負担や不規則な勤務等により、心身の不調を抱えやすく、特にメンタルヘルス疾患や筋骨格系疾患が多い。

対 策

- ・健康経営（ヘルマネ）の推進
- ・県や産保センターと連携したメンタルヘルス・睡眠対策
- ・腰痛等に関する出前講座実施 など

③ 予防・早期発見の不足

- ・生活習慣病予防健診受診率
- ・特定保健指導受診率
- ・外来医療費が高い
- ・乳がん、子宮がん など

生活習慣病予防健診や特定保健指導の受診率が低く、生活習慣病の発症・重症化リスクが高まる可能性がある。

対 策

- ・生活習慣病予防健診の受診勧奨
- ・特定保健指導の利用勧奨
- ・事業主への生活習慣病予防健診及び特定保健指導の理解促進 など

④ 健康経営・職場づくり

- ・健康宣言をしていないなど

職場単位での健康づくりや勤務環境の整備が十分ではない可能性がある。

対 策

- ・関係機関と連携したヘルマネの普及促進 など

⑤ さらに現状把握の必要

上記①～④の実効性を上げるために実態調査アンケートを実施

めざす姿

まず第一に、協会けんぽに加入する医療従事者が心身ともに健康で働き続けられるよう、個人の健康保持増進に加えて職場の環境づくりが促進されるようサポートする。
この取組の結果、持続可能な医療提供体制の構築に寄与することをめざす。



【生活習慣病リスクの判定基準】

- メタボリックリスク：腹囲リスク該当かつ血圧、代謝、脂質のうち2つ以上のリスクに該当する者
- メタボリック予備軍：腹囲リスク該当かつ血圧、代謝、脂質のうち1つのリスクに該当する者
- 腹囲リスク：男性85cm以上、女性90cm以上（内臓脂肪面積100cm²以上を優先）
- 血圧リスク：収縮期130mmHg以上 又は 拡張期85mmHg以上 又は 服薬
- 代謝（血糖）リスク：空腹時血糖110mg/dl以上 又は 空腹時血糖未測定かつHbA1c6.0%以上 又は 服薬
- 脂質リスク：中性脂肪150mg/dl以上 又は 随時中性脂肪175mg/dl以上 又は HDLコレステロール40mg/dl未満 又は 服薬

【生活習慣要改善者の割合】

- 喫煙習慣がある者：「現在、たばこを習慣的に吸っている」に「はい」と回答した者の割合
- 体重10kg以上増加者：「20歳の時の体重から10kg以上増加している」に「はい」と回答した者の割合
- 運動習慣要改善者（3問中2問以上）：「1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上1年以上実施している」「日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施」「ほぼ同じ年齢の同性と比較して歩く速度が速い」の3問中2問以上に「いいえ」と回答した者の割合
- 食事習慣要改善者（4問中2問以上）：「人と比較して食べる速度が速い」「就寝前の2時間以内に夕食をとることが週に3回以上ある」「朝昼夜の3食以外に間食や甘い飲み物を摂取していますか」「朝食を抜くことが週に3回以上ある」の4問中2問以上に「はい（速い・毎日）」と回答した者の割合
- 飲酒習慣要改善者：「お酒を飲む頻度」「飲酒日の1日当たりの飲酒量」に、
男性は「週3日以上+2合以上」又は「週3日以上+3合以上」又は「月1日以上+5合以上」
女性は「週3日以上+1合1以上」又は「週1日以上+3合以上」又は「月1日以上+5合以上」
と回答した者の割合
- 睡眠で休養が取れていない者：「睡眠で休養が十分にとれている」に「いいえ」と回答した者の割合



【生活習慣病予防健診の概要】

「生活習慣病予防健診」とは、35歳以上の被保険者を対象に、生活習慣病の早期発見・予防を目的とした血液検査や尿検査、に加えてがん検診（胃・肺・大腸・乳・子宮）も含んだ、協会けんぽが独自に実施する健診です。

【事業者健診の概要】

「事業者健診」とは、労働安全衛生法に基づき実施が義務付けられている定期健康診断のことです。協会けんぽでは、特定保健指導の実施等のために、事業者健診データの提出を事業主をお願いしています。

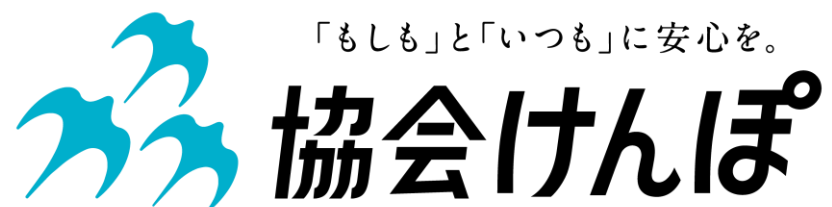
【健康宣言の概要】

「健康宣言」とは、事業所（事業主）が従業員の健康づくりを健康課題と捉え、社内外へ健康づくり（健康経営）に取り組む旨を宣言し、島根支部と連携して計画的に健康保持・増進を進める取組です。

【ヘルス・マネジメント認定制度の概要】

「ヘルス・マネジメント認定制度」とは、事業所が取り組む健康経営を島根支部が健康づくりという観点からサポートする仕組みのことです。

※「健康経営」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。



【問い合わせ先】

〒690-8531

松江市殿町383 山陰中央ビル2階

協会けんぽ島根支部 企画総務グループ

TEL:0852-59-5139

8時30分～17時15分（土日・祝日、年末年始を除く）